



2024年2月22日

各 位

会 社 名 ジャパンベストレスキューシステム株式会社
代表者名 代表取締役社長 若月 光博
(コード：2453 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 経営戦略本部 経営企画部長 竹内 達哉
(TEL：052-212-9908)

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2024年1月23日付けプレスリリース「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に関するお知らせ」（以下「2024年1月23日付けプレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合及び定款一部変更に関する議案について本日開催の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案通り承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2024年2月22日から2024年3月24日まで整理銘柄に指定された後、2024年3月25日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

当社株式について、2,500,000株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

32,797,922株

(注) 当社は、2024年1月23日開催の取締役会において、2024年3月26日付で、当社の自己株式1,329,242株又は2024年3月26日時点の自己株式数のいずれか少ない方を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、1,329,242株を消却したと仮定した場合の消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

④ 効力発生前における発行済株式総数

32,797,935株

(注) 当社は、2024年1月23日開催の取締役会において、2024年3月26日付で、当社の自己株式1,329,242株又は2024年3月26日時点の自己株式数のいずれか少ない方を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、1,329,242株を消却したと仮定した場合の消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

13株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

52 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、MBKP Vega 株式会社（以下「Vega」といいます。）及び MBKP Altair 株式会社（以下 Vega 及び MBKP Altair 株式会社を総称して「公開買付者ら」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数（会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、本株式併合が当社株式を非公開化することを目的とした一連の取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が 2024 年 3 月 25 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て Vega に売却することを予定しております。

この場合の売却額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である 2024 年 3 月 26 日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数の、公開買付者らが 2023 年 11 月 14 日から同年 12 月 26 日までを買付け等の期間として実施した当社株式等に対する公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格と同額である 1,000 円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合があります。

2. 第 2 号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は、2024 年 1 月 23 日付けプレスリリースに記載のとおりです。

- ① 第 1 号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は 52 株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ② 第 1 号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 13 株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第 7 条（単元株式数）、定款第 8 条（単元未満株式についての権利）及び定款第 9 条（単元未満株式の売渡請求）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- ③ 第 1 号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者らのみとなる予定であり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 13 条（定時株主総会の基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- ④ 第 1 号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、1 株以上の当社株式を有する者は公開買付者らのみとなる予定であり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 15 条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、本議案に係る定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2024年3月27日に効力が発生するものとします。

3. 株式併合の日程

臨時株主総会開催日	2024年2月22日（木曜日）
整理銘柄指定日	2024年2月22日（木曜日）
当社株式の最終売買日	2024年3月22日（金曜日）（予定）
当社株式の上場廃止日	2024年3月25日（月曜日）（予定）
本株式併合の効力発生日	2024年3月27日（水曜日）（予定）

以 上